

広島県告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十一年一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三二九号東雲大州線、
三・三・三一五号駅前大州線

三 事業施行期間

平成二十一年一月五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市南区上東雲町、南区大州一丁目、南区大州二丁目、南区南蟹屋一丁目及び
南区南蟹屋二丁目地内

使用の部分

なし